

相談支援専門員の実務経験について

相談支援専門員の要件となる実務経験者

- ①第1の期間が通算して3年以上である者
 - ②第2, 第3, 第5及び第6の期間が通算して5年以上である者
 - ③第4の期間が通算して10年以上である者
 - ④第2から第6までの期間が通算して3年以上かつ第7の期間が通算して5年以上である者
- ※3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して3年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が540日以上
- 3年以上(540日以上) ○5年以上(900日以上) ○10年以上(1,800日以上)

実務経験となる業務

第1 平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、相談支援の業務(※)その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者

※「相談支援の業務」… 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下同様)

第2 イからロに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者
ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者
ニ 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格を有する者※2、ホームヘルパー養成研修2級課程以上の研修の修了者、第7に掲げる資格を有する者、又は第2のイからハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に該当する者に限る。)

第3 イからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等※1が、介護等の業務(※)に従事した期間

- イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者
ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者
ハ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ※「介護等の業務」… 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務(以下同様)

第4 第3のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が介護等の業務に従事した期間

第5 障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターにおいて、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

第6 特別支援学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

第7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格を有する者※2、訪問介護2級以上に相当する研修を修了した者、保育士、児童指導員任用資格者※3、精神障害者社会復帰指導員任用資格者※4

※2 社会福祉主事任用資格を有する者

社会福祉士、又は大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者など社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者

※3 児童指導員任用資格者

小学校、中学校、高等学校の教諭の資格を持つ者、大学の学部で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科を修めて卒業した者、大学院で心理学、教育学もしくは社会学を専攻する研究科を修めて卒業した者、高等学校卒業で2年以上児童福祉事業に従事した者、3年以上児童福祉事業に従事した者など、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条各号のいずれかに該当する者

※4 精神障害者社会復帰指導員任用資格者

高等学校卒業で2年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事した者など精神障害者社会復帰施設の整備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第17条第2項各号のいずれかに該当する者